

令和8年度（2026年度）くまもと新時代公共交通利用促進事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、県内の渋滞緩和を図るため、官民連携で公共交通機関の輸送力強化及び利便性向上に取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）第3条に定める補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する市町村又は事業者並びにこれらの会員等により組織される協議会等の団体
- （2）都道府県税に未納がないこと、又は徴収猶予を受けていること。
- （3）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に指定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、渋滞緩和を目的として、官民連携で公共交通機関の輸送力強化及び利便性向上に取り組む団体が実施する事業とする。

2 前項の補助対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。

- （1）県内の鉄軌道沿線における二次交通を担う事業であること。
- （2）令和8年度からの新規の増便等の取組みを含むこと（申請する事業内容のすべてが令和7年度以前と同一の場合は補助対象外とする）。
- （3）将来の定期路線化を目指し、令和9年度以降の継続を前提とした事業であること。
- （4）県の他の補助事業として採択されていないこと。
- （5）県の他の補助事業の対象事業として当該年度に申請していないこと。
- （6）他の団体又は個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。）は、別表に定める経費とし、対象期間は、令和8年（2026年）4月7日から令和9年（2027年）2月28日までとする。

2 前項の補助対象経費には、次に掲げる経費は含まないものとする。

- （1）備品購入費
- （2）食糧費
- （3）補助対象事業者の団体運営自体に要する人件費、光熱水費、家賃等

3 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

- （1）県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
- （2）運賃収入等の当該事業収入

（交付上限額）

第5条 この補助金の交付額は、一の申請につき、補助対象経費の実支出額から前条第3項の収入を控除した額又は500万円のいずれか少ない額を上限として、予算の範囲内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ

を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業計画書(別記第1号の2様式)

(2) 収支予算書(別記第1号の3様式)

(3) その他参考となる資料

3 第1項の申請書及び前項の添付書類は、随時提出を受け付ける。ただし、補助金の交付決定額が予算上限に達し次第、受付を終了する。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

なお、補助金を交付しない場合は、別記第3号様式で通知する。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 知事は、交付申請者が偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第9条 規則第7条第1項に規定する補助金の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象事業の主要部分(事業内容)の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の増減となる変更

2 規則第7条第1項に規定する変更申請書及び事業変更計画書は、別記第4号様式及び別記第4号の2様式によるものとし、収支予算に変更がある場合に限り、変更収支予算書(別記第4号の3様式)を添付する。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条に規定する内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書（別記第7号の2様式）

(2) 収支精算書及びその根拠資料（領収証等の写し。別記第7号の3様式）

(3) 配付資料、事業の完了を証するに足りる写真等

3 第1項の実績報告書及び添付書類の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年（2027年）3月12日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記の第9号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）7月8日から施行し、令和8年（2026年）4月7日から適用する。

別 表

基 準 額	補 助 対 象 経 費
1 申請につき 5, 0 0 0, 0 0 0 円	県内の鉄軌道沿線における二次交通を担い、公共交通機関の輸送力強化及び利便性向上に資する事業を実施するために直接必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料